

令和6年度

豊橋市制度融資要綱

豊 橋 市

令和6年4月

目 次

1. 豊橋市小口事業資金融資制度要綱・事務処理細則	1
2. 豊橋市経営安定資金融資制度要綱・事務処理細則	12
3. 豊橋市創業支援資金融資制度要綱・事務処理細則	22
4. 豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱・事務処理細則	32
5. 豊橋市小規模事業資金融資制度要綱・事務処理細則	42
6. 豊橋市融資制度の運用について	50
様式第1 豊橋市制度融資借入申込書	53
様式第2 税務資料調査承諾書	54
様式第3 税務資料調査承諾書(法人代表者以外の連帯保証人用)	55
7. 豊橋市信用保証料補助金交付要綱	56
様式第1 豊橋市信用保証料補助金交付申請書兼請求書	66
様式第2 豊橋市信用保証料補助金交付決定通知書	67
様式第3 豊橋市信用保証料補助金交付申請書兼請求書(愛知県経済環境適応資金)	68
8. 豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱	69
様式第1 豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付申請書兼請求書	77
様式第2 豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付決定通知書	78
9. 関係書類等	79
創業・再挑戦計画書	81
創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度)	84
ガバナンス体制の整備に関するチェックシート	87
店舗改装承諾書	88
10. 豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度に係る地域指定範囲	89
11. 会社に含まれる士業、事業所の定義について	90

豊橋市小口事業資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における中小商工業者に対する経営の合理化とその自主的経済活動の促進に要する資金、中小企業団体等が共同事業を行うのに要する資金及び中小商工業者が受けた自然災害の早期復旧を図るために要する資金（以下「小口事業資金」という。）の融通を円滑にするための融資を行い、もって本市産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業団体等」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に掲げる団体をいう。

(資金措置)

第3条 市は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定める範囲内において必要と認める金額を別途契約に基づき決済用預金により取扱金融機関に預託することとし、取扱金融機関は、資金を市の預金として受け入れ、別途市に決済用預金通帳を交付する。

2 前項の預託期間は、1年以内とする。

(取扱金融機関)

第4条 取扱金融機関は、別に定めるものとする。

(融資枠)

第5条 取扱金融機関は、預託資金の3倍の額を目処として融資を行うものとする。

(融資の種類)

第6条 この制度による融資は、次のとおりとする。

- (1) 通常資金
- (2) 災害復旧支援資金

(信用保証)

第7条 この制度に係る融資は、全て愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証付きとする。

(暴力団等の排除)

第8条 市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた者は、この制度を利用することができない。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）

(4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
(通常資金の融資対象者)

第9条 通常資金の融資対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び中小企業団体等とする。

(1) 常時使用する従業員の数が30人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については10人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。ただし、中小企業団体等については、この限りでない。

(2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所（中小企業団体等にあつては、事務所）を有し、適法に事業を営んでいること。

(3) 税の滞納がないこと。

(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。

(5) 協会の信用保証対象資格があること。

(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。

(通常資金の使途)

第10条 通常資金の使途は、事業の経営改善等に必要な運転資金若しくは設備資金又は中小企業団体等が行う共同事業に必要な運転資金若しくは設備資金とする。

(通常資金の融資条件)

第11条 通常資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額 一事業者（中小企業団体等にあつては、一団体）につき
3,000万円以内

(2) 期間及び利率	運転資金	3年以内	年1. 2パーセント
		5年以内	年1. 3パーセント
		7年以内	年1. 4パーセント
	設備資金	3年以内	年1. 2パーセント
		5年以内	年1. 3パーセント
		7年以内	年1. 4パーセント
		10年以内	年1. 5パーセント

(3) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。

(4) 保証人 原則として、法人代表者（中小企業団体等にあつては、理事等）以外の連帯保証は要しない。

- (5) 信用保証料 協会所定
- (6) 償還方法 原則として、元金均等分割返済とする。
(据置期間は、6か月以内とする。)
- (7) 貸付方法 証書貸付とする。

(災害復旧支援資金の融資対象者)

第12条 災害復旧支援資金の融資対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。

- (1) 常時使用する従業員の数が50人(卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については30人)以下であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。
- (2) 申込みの日以前から引き続き市内に主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。
- (3) 予測できない風水害等の自然災害(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された当該災害を含む。)により被災し、市が発行する罹災証明書又は罹災届出証明書を受けていること。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。
- (6) 協会の信用保証対象資格があること。
- (7) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。

(災害復旧支援資金の用途)

第13条 災害復旧支援資金の用途は、災害復旧に必要な事業上の運転資金又は設備資金とする。

(災害復旧支援資金の融資条件)

第14条 災害復旧支援資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 一事業者につき 1,000万円以内
- (2) 期間及び利率
 - 3年以内 年1.1パーセント
 - 5年以内 年1.2パーセント
 - 7年以内 年1.3パーセント
- (3) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。
- (4) 保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証は要しない。
- (5) 信用保証料 協会所定
- (6) 償還方法 原則として、元金均等分割返済とする。
(据置期間は、6か月以内とする。)

(7) 貸付方法 証書貸付とする。

(残高方式)

第15条 第11条第1号に規定する通常資金の融資限度額及び第14条第1号に規定する災害復旧支援資金の融資限度額は、一事業者（中小企業団体等にあつては、一団体）に対する融資残高の上限をいうものとし、過年度に融資した運転資金又は設備資金の残高は、それぞれの制度の残高とみなす。

(運転資金と設備資金の併用)

第16条 第11条第1号及び第14条第1号に規定する融資限度額以内において、それぞれ運転資金及び設備資金を併せて融資することができるものとする。

2 前項の規定により運転資金及び設備資金を併せて融資する場合において、その融資条件は、融資の合計額のうち設備資金に係る割合が60パーセント以上のときは、設備資金の融資条件を、60パーセント未満のときは、運転資金の融資条件を適用するものとする。

3 第1項の規定による融資の申込みは、原則として同一の申込書により行うものとする。

(融資の申込み)

第17条 小口事業資金の申込者は、借入申込書に関係書類を添付のうえ原則として、取扱金融機関を経由し市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、災害復旧支援資金の融資を受けようとするときは、災害発生日の翌日から起算して90日以内に取扱金融機関を経由し市長に提出しなければならない。ただし、180日を超えない範囲内で市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

3 取扱金融機関は、申込み内容について調査し、適切と認めるものについては、所定の手続きを行い速やかに市長に送付するものとする。

(融資の決定)

第18条 市長は、申込み内容について調査し、適切と認めるものについては、速やかに関係書類を協会に送付するものとする。

2 協会は、前項の規定により送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査のうえ、保証を可とするものについては取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に、市長及び申込者に通知するものとする。

3 取扱金融機関は、信用保証書を受領後、速やかに融資を実行するものとする。

(融資業務)

第19条 貸付け、回収等融資の具体的業務は、取扱金融機関において行うものとし、その責任は全て金融機関に帰属するものとする。

(運営の協力)

第20条 この制度の略称を通常資金については「豊小」と、災害復旧支援資金につい

ては「豊災」とし、取扱金融機関はこの制度に係る融資関係書類には、**豊** **小** 又は **豊** **災** と付して他と明確に区分して処理するものとする。

- 2 取扱金融機関は、この制度による融資金を金融機関固有の既融資金と肩代わりさせる行為をしてはならない。

(遵守事項)

第21条 この制度の利用者は、この要綱及び取扱金融機関との約定を遵守しなければならない。

- 2 市長は、この制度の利用者について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めるときは、関係機関と協議して融資を取り消すことができる。

(指示、調査及び報告)

第22条 市長は、この制度の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、取扱金融機関に対して指示又は融資後の状況等の調査をさせ、この報告を求めることができる。

(その他)

第23条 この要綱及び別に定める事務処理細則に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、市と関係機関との協議により定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱(通常資金)の規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

3 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱(特別資金)の規定は、この要綱の施行の日以後に受ける融資から適用し、同日前に受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱第10条及び第16条の内、利率に関する規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則

(取扱金融機関)

第1条 要綱第4条に規定する取扱金融機関は、次の市内に存する各店舗及び豊橋市に隣接する市に存する各店舗とする。ただし、市内に存しない店舗については預託を行わないものとする。

みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行
静岡銀行	清水銀行	大垣共立銀行
十六銀行	愛知銀行	名古屋銀行
中京銀行	三十三銀行	豊橋信用金庫
岡崎信用金庫	豊川信用金庫	蒲郡信用金庫
豊橋商工信用組合	商工組合中央金庫	

(税の種類)

第2条 納税要件の調査は、所得税（法人の場合は法人税）、事業税、県民税、及び豊橋市市税条例（昭和25年条例第25号）第3条第1項に規定する市税（以下「市税」という。）とする。

(税の調査方法)

第3条 原則として、市税の納税確認は提出された税務資料調査承諾書に基づき、税務担当課に照会し確認するものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

2 原則として、国税等の納税確認は税務公署の発行する領収書類の確認によるものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

(指導基準)

第4条 設備資金の融資にあたっては、次の基準に従って申込者を指導するものとする。

- (1) 原則として融資後2か月以内に、工事に着手又は機械器具を購入すること。
- (2) 既施設設並びに整備事業が建築基準法、その他法令に違反していないもの。
- (3) 融資後において必要がある場合は、市はこの制度の利用者に対して関係帳票の提出を求め適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の

日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成26年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

豊橋市経営安定資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における小規模事業者が経済環境の変化に適応するために事業上必要とする資金（以下「安定資金」という。）の融資を行い、経営の安定と本市産業の振興に資することを目的とする。

(資金措置)

第2条 市は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定める範囲内において必要と認める金額を別途契約に基づき決済用預金により取扱金融機関に預託することとし、取扱金融機関は資金を市の預金として受け入れ、別途市に決済用預金通帳を交付する。

2 前項の預託期間は1年以内とする。

(取扱金融機関)

第3条 取扱金融機関は、別に定めるものとする。

(融資枠)

第4条 取扱金融機関は、預託資金の3倍の額を目処として融資を行うものとする。

(信用保証)

第5条 この制度に係る融資は、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証付きとする。ただし、第7条第1号の特例中小企業者に対しては、国の全国統一保証制度である危機関連保証制度を適用する。

(暴力団等の排除)

第6条 市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた者は、この制度を利用することができない。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(融資対象者)

第7条 安定資金の融資対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）とする。

- (1) 申込みの日以前から市内に住所及び主たる事業所を有し、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第5項第1号から第4号まで若しくは第6号のいずれかに該当する特定中小企業者又は同法同条第6項に規定する特例中小企業者として、その所在地を管轄する市町村長の認定を受けているものであること。

- (2) 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を適法に営んでいること。
- (3) 税の滞納がないこと。
- (4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。
- (5) 協会の信用保証対象資格があること。
- (6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。

（資金の使途）

第8条 安定資金の使途は、経営の安定に必要な事業上の運転資金とする。

（融資条件）

第9条 安定資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 一事業者につき 2,000万円以内
- (2) 期間及び利率
 - 3年以内 年1.1パーセント
 - 5年以内 年1.2パーセント
 - 7年以内 年1.3パーセント
- (3) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。
- (4) 保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証は要しない。
- (5) 信用保証料 協会所定
- (6) 償還方法 原則として、元金均等分割返済とする。
（据置期間は、6か月以内とする。）
- (7) 貸付方法 証書貸付とする。

（残高方式）

第10条 前条第1号に規定する融資限度額は、一事業者に対する融資残高の上限をいう。この場合において、既に融資した安定資金の残高は、この制度による運転資金の残高とみなす。

（融資の申込み）

第11条 安定資金の申込みをしようとする者は、借入申込書に関係書類を添付のうえ原則として、取扱金融機関を経由し市長に提出しなければならない。

- 2 取扱金融機関は、申込み内容について調査し、適切と認めるものについては所定の手続きを行い、速やかに市長に送付するものとする。

（融資の決定）

第12条 市長は、申込みの内容について調査し、適切と認めるものについては、速やかに関係書類を協会に送付するものとする。

- 2 協会は、前項の規定により送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査のうえ、保証を可とするものについては取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に、

市長及び安定資金の申込みをした者に通知するものとする。

3 取扱金融機関は、信用保証書を受領後、速やかに融資を実行するものとする。

(融資業務)

第13条 貸付け、回収等融資の具体的業務は、取扱金融機関において行うものとし、その責任はすべて金融機関に帰属するものとする。

(運営の協力)

第14条 この制度の略称を「安定」とし、取扱金融機関はこの制度に係る融資関係書類には、**安**の記号を付して他と明確に区分して処理するものとする。

2 取扱金融機関は、この制度による融資金を金融機関固有の既融資金と肩代わりさせる行為をしてはならない。

(遵守事項)

第15条 この制度の利用者は、この要綱及び取扱金融機関との約定を遵守しなければならない。

2 市長は、この制度の利用者について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めるときは、関係機関と協議して融資を取り消すことができる。

(指示、調査及び報告)

第16条 市長は、この制度の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、取扱金融機関に対して指示又は融資後の状況等の調査をさせ、この報告を求めることができる。

(期中支援)

第17条 取扱金融機関は、安定資金の申込みをした者が法第2条第5項第4号の特定中小企業者（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）であって、協会から保証承諾を受けた場合は、協会が定めるモニタリングを行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱及び別に定める事務処理細則に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、市と関係機関との協議により定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月31日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年9月20日から施行する。
(経過措置)
- 2 旧中小企業信用保険法第2条第4項に基づく市町村長の認定を受けている中小企業者に係る改正前の豊橋市経営安定資金融資制度要綱第7条(1)の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 前項の中小企業者に係る資金についての申込みは、旧中小企業信用保険法に基づく認定を受けた有効期間の終期まで受付ける。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱第9条の内、利率に関する規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱第17条の規定は、この要綱の施行の日以後に保証申込の受付がされた融資から適用し、同日前に保証申込の受付がされた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則

(取扱金融機関)

第1条 要綱第3条に規定する取扱金融機関は、次の市内に存する各店舗及び豊橋市に隣接する市に存する各店舗とする。ただし、市内に存しない店舗については預託を行わないものとする。

みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行
静岡銀行	清水銀行	大垣共立銀行
十六銀行	愛知銀行	名古屋銀行
中京銀行	三十三銀行	豊橋信用金庫
岡崎信用金庫	豊川信用金庫	蒲郡信用金庫
豊橋商工信用組合		

(税の種類)

第2条 納税要件の調査は、所得税（法人の場合は法人税）、事業税、県民税、及び豊橋市市税条例（昭和25年条令第25号）第3条第1項に規定する市税（以下「市税」という。）とする。

(税の調査方法)

第3条 原則として、市税の納税確認は提出された税務資料調査承諾書に基づき、税務担当課に照会し確認するものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

2 原則として、国税等の納税確認は税務公署の発行する領収書類によるものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成26年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

豊橋市創業支援資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新規に事業を開業しようとする者及び創業者が創業者である期間内に創業又は創業により行う事業の実施のため必要とする資金(以下「創業支援資金」という。)の一部を融資することにより、経営者への道を開き中小事業者の育成を促進し、もって本市産業の振興に資することを目的とする。

(資金措置)

第2条 市は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定める範囲内において必要と認める金額を別途契約に基づき決済用預金により取扱金融機関に預託することとし、取扱金融機関は資金を市の預金として受け入れ、別途市に決済用預金通帳を交付する。

2 前項の預託期間は1年以内とする。

(取扱金融機関)

第3条 取扱金融機関は、別に定めるものとする。

(融資枠)

第4条 取扱金融機関は、預託資金の3倍の額を目処として融資を行うものとする。

(信用保証)

第5条 この制度に係る融資は、愛知県信用保証協会(以下「協会」という。)の信用保証付きとする。

(暴力団等の排除)

第6条 市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた者は、この制度を利用することができない。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例(平成23年豊橋市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(融資対象者)

第7条 創業支援資金の融資対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア 創業

- (ア) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。
- (イ) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。

- (ウ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。
- (エ) 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。
- (オ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (カ) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した場合であって、その設立の日以後5年を経過していないこと。
- (キ) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。
- (ク) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。
- (ケ) 上記(エ)に規定する創業者であって新たに会社を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。

イ 経営者保証免除

- (ア) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。
- (イ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。
- (ウ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。
- (エ) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した場合であって、その設立の日以後5年を経過していないこと。
- (オ) 会社設立創業者が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。

(カ) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であつて、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。

- (2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。
- (3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。
- (4) 第1号イに該当する場合においては、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有していること。
- (5) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。
- (6) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあつては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。
- (7) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人(卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人)以下であること。
- (8) 協会の信用保証対象資格があること。
- (9) 税の滞納がないこと。
- (10) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。
- (11) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。

(資金の使途)

第8条 資金の使途は、創業者が創業者である期間内に、創業又は創業により行なう事業の実施に必要な運転資金及び設備資金とする。ただし、新会社設立のための株式取得資金(資本金又は出資金)は対象としない。

(融資条件)

第9条 創業支援資金の融資条件は、次のとおりとする。

- | | | | |
|------------|---------|-----------|-----------|
| (1) 融資限度額 | 一事業者につき | 2,500万円以内 | |
| (2) 期間及び利率 | 運転資金 | 3年以内 | 年0.7パーセント |
| | | 5年以内 | 年0.8パーセント |
| | | 7年以内 | 年0.9パーセント |
| | 設備資金 | 3年以内 | 年0.7パーセント |
| | | 5年以内 | 年0.8パーセント |
| | | 7年以内 | 年0.9パーセント |

10年以内 年1.0パーセント

- (3) 担保 要しない。
- (4) 保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証は要しない。ただし、第7条第1号イに該当する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しないものとする。
- (5) 信用保証料 協会所定。なお、第7条第1号イに該当する場合は、スタートアップ創出促進保証制度要綱（令和5年2月6日付け制定20230130中庁第3号。以下「スタートアップ創出促進保証制度要綱」という。）の規定を適用する。
- (6) 償還方法 原則として、元金均等分割返済とする。
(据置期間は、6か月以内とする。)
- (7) 貸付方法 証書貸付とする。
(残高方式)

第10条 前条第1号に規定する創業支援資金の金額は、一事業者に対する融資残高の上限をいう。

(運転資金と設備資金の併用)

第11条 第9条第1号に規定する融資限度額以内において、運転資金及び設備資金を併せて融資することができるものとする。

- 2 前項の規定により運転資金と設備資金を併せて融資する場合において、融資の合計額のうち設備資金に係る割合が60パーセント以上のときは、設備資金の融資条件を、60パーセント未満のときは、運転資金の融資条件を適用するものとする。

- 3 第1項の規定による融資の申込みは、原則として同一の申込書により行うものとする。

(融資の申込み)

第12条 申込者は、借入申込書等のほか、関係書類を添付のうえ原則として、取扱金融機関を経由し市長に提出しなければならない。

- 2 取扱金融機関は、申込み内容について調査し、適切と認めるものについては所定の手続きを行い速やかに市長に送付するものとする。

(融資の決定)

第13条 市長は、申込みの内容について調査し、適切と認めるものについては、速やかに関係書類を協会に送付するものとする。

- 2 協会は、前項の規定により送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査のうえ保証を可とするものについては、取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に市長及び申込者に通知するものとする。

- 3 取扱金融機関は、信用保証書を受領後、速やかに融資を実行するものとする。

(融資業務)

第14条 貸付け、回収等融資の具体的業務は、取扱金融機関において行うものとし、

その責任はすべて金融機関に帰属するものとする。

- 2 取扱金融機関は、融資対象者が第7条第1号イに該当する場合は、スタートアップ創出促進保証制度要綱の定めるところにより、期中管理を行うものとする。

(運営の協力)

第15条 この制度の略称を第7条第1号アに該当するものについては「豊創」と、同条同号イに該当するものについては「豊創SSS」とし、取扱金融機関はこの制度に係る融資関係書類には $\textcircled{\text{豊}}\textcircled{\text{創}}$ 又は $\textcircled{\text{豊}}\textcircled{\text{創}}\textcircled{\text{SSS}}$ の記号を付して他と明確に区分して処理するものとする。

- 2 取扱金融機関は、この制度による融資金を金融機関固有の既融資金と肩代わりさせる行為をしてはならない。

(遵守事項)

第16条 この制度の利用者は、この要綱及び取扱金融機関との約定を遵守しなければならない。

- 2 市長は、この制度の利用者について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めるときは、関係機関と協議して融資を取り消すことができる。

(指示、調査及び報告)

第17条 市長は、この制度の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、取扱金融機関に対して指示又は融資後の状況等の調査をさせ、この報告を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱及び別に定める事務処理細則に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、市と取扱金融機関との協議により定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱第9条の内、利率に関する規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱第9条の内、融資限度額に関する規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。
- 3 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱第9条の内、利率に関する規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

豊橋市創業支援資金融資制度要綱事務処理細則

(取扱金融機関)

第1条 要綱第3条に規定する取扱金融機関は、次の市内に存する各店舗及び豊橋市に隣接する市に存する各店舗とする。ただし、市内に存しない店舗については預託を行わないものとする。

大垣共立銀行	十六銀行	名古屋銀行
三十三銀行	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫
豊川信用金庫	蒲郡信用金庫	豊橋商工信用組合

(税の種類)

第2条 納税要件の調査は、所得税（法人の場合は法人税）、事業税、県民税、及び豊橋市市税条例（昭和25年条例第25号）第3条第1項に規定する市税（以下「市税」という。）とする。

(税の調査方法)

第3条 原則として、市税の納税確認は提出された税務資料調査承諾書に基づき、税務担当課に照会し確認するものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

2 原則として、国税等の納税確認は税務公署の発行する領収書類の確認によるものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

(指導基準)

第4条 設備資金の融資にあたっては、次の基準に従って申込者を指導するものとする。

- (1) 原則として融資後2か月以内に、工事に着手又は機械器具を購入すること。
- (2) 既施設並びに整備事業が建築基準法、その他法令に違反していないこと。
- (3) 融資対象設備は、市内に設置すること。
- (4) 融資後において必要がある場合は、市はこの制度の利用者に対して関係帳票の提出を求め適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成26年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中心市街地商業活性化対策として中小企業者が商業活性化に要する資金（以下「活性化資金」という。）の融通を円滑にするための融資を行い、もって本市産業の振興に資することを目的とする。

(資金措置)

第2条 市は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定める範囲内において必要と認める金額を別途契約に基づき決済用預金により取扱金融機関に預託することとし、取扱金融機関は資金を市の預金として受け入れ、別途市に決済用預金通帳を交付する。

2 前項の預託期間は1年以内とする。

(取扱金融機関)

第3条 取扱金融機関は、別に定めるものとする。

(融資枠)

第4条 取扱金融機関は、預託資金の3倍の額を目処として融資を行うものとする。

(信用保証)

第5条 この制度に係る融資は、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証付きとする。

(暴力団等の排除)

第6条 市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた者は、この制度を利用することができない。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(融資対象者)

第7条 活性化資金の融資対象者は、市長が別に定める業種であって、次の各号のいずれにも該当する個人、会社又は企業組合とする。

- (1) 豊橋市中心市街地活性化基本計画2021-2025に定める中心市街地区域内（以下「区域内」という。）での商業活性化に資する事業を営んでいること。
- (2) 区域内で現に事業を営んでいる、又は区域内に進出し出店するものであること。
- (3) 小売業を主たる事業とするものは、常時使用する従業員の数が50人（卸売業、サービス業を主たる事業とするものは、100人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事

業を営んでいること。

- (4) 適法に事業を営んでいること。
- (5) 税の滞納がないこと。
- (6) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。
- (7) 協会の信用保証対象資格があること。
- (8) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。

(資金の使途)

第8条 活性化資金の使途は、商業の活性化に要する事業上の資金（運転資金又は設備資金）とする。

(融資条件)

第9条 活性化資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 一事業者につき 5,000万円以内
- (2) 期間及び利率 運転資金 3年以内 年1.1パーセント
5年以内 年1.2パーセント
7年以内 年1.3パーセント
設備資金 3年以内 年1.1パーセント
5年以内 年1.2パーセント
7年以内 年1.3パーセント
10年以内 年1.4パーセント
- (3) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。
- (4) 保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証は要しない。
- (5) 信用保証料 協会所定
- (6) 償還方法 原則として、元金均等分割返済とする。
(据置期間は、6か月以内とする。)
- (7) 貸付方法 証書貸付とする。

(残高方式)

第10条 前条第1号に規定する融資限度額は、一事業者に対する融資残高の上限をいう。この場合において、既に融資した中心市街地商業活性化推進資金の残高は、この制度による運転資金又は設備資金の残高とみなす。

(運転資金と設備資金の併用)

第11条 第9条第1号に規定する融資限度額以内において、それぞれ運転資金及び設備資金を併せて融資することができるものとする。

2 前項の規定により運転資金及び設備資金を併せて融資する場合において、その融資条件は、融資の合計額のうち設備資金に係る割合が60パーセント以上のときは、設

備資金の融資条件を、60パーセント未満のときは、運転資金の融資条件を適用するものとする。

- 3 第1項の規定による融資の申込みは、原則として同一の申込書により行うものとする。

(融資の申込み)

第12条 申込者は、借入申込書に關係書類を添付のうえ原則として、取扱金融機関を経由し市長に提出しなければならない。

- 2 取扱金融機関は、申込み内容について調査し、適切と認めるものについては、所定の手続きを行い速やかに市長に送付するものとする。

(融資の決定)

第13条 市長は、申込みの内容について調査し、適切と認めるものについては、速やかに關係書類を協会に送付するものとする。

- 2 協会は、前項の規定により送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査のうえ、保証を可とするものについては取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に、市長及び申込者に通知するものとする。

- 3 取扱金融機関は、信用保証書を受領後、速やかに融資を実行するものとする。

(融資業務)

第14条 貸付け、回収等融資の具体的業務は、取扱金融機関において行うものとし、その責任はすべて金融機関に帰属するものとする。

(運営の協力)

第15条 この制度の略称を「活性化」とし、取扱金融機関はこの制度に係る融資關係書類には、(活)の記号を付して他と明確に区分して処理するものとする。

- 2 取扱金融機関は、この制度による融資金を金融機関固有の既融資金と肩代わりさせる行為をしてはならない。

(遵守事項)

第16条 この制度の利用者は、この要綱及び取扱金融機関との約定を遵守しなければならない。

- 2 市長は、この制度の利用者について關係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めたときは、關係機関と協議して融資を取り消すことができる。

(指示、調査及び報告)

第17条 市長は、この制度の適正な運用を図るため必要があると認めたときは、取扱金融機関に対して指示又は融資後の状況等の調査をさせ、この報告を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱及び別に定める事務処理細則に規定するもののほか、この制度の運

用について必要な事項は、市と関係機関との協議により定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱第9条の内、利率に関する規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱事務処理細則

(取扱金融機関)

第1条 要綱第3条に規定する取扱金融機関は、次の市内に存する各店舗及び豊橋市に隣接する市に存する各店舗とする。ただし、市内に存しない店舗については預託を行わないものとする。

みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行
大垣共立銀行	十六銀行	名古屋銀行
三十三銀行	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫
豊川信用金庫	蒲郡信用金庫	豊橋商工信用組合
商工組合中央金庫		

(融資対象者)

第2条 要綱第7条に規定する融資対象者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第2号から第4号に規定する業種に属する事業を営むものとする。

(税の種類)

第3条 納税要件の調査は、所得税（法人の場合は法人税）、事業税、県民税、及び豊橋市市税条例（昭和25年条例第25号）第3条第1項に規定する市税（以下「市税」という。）とする。

(税の調査方法)

第4条 原則として、市税の納税確認は提出された税務資料調査承諾書に基づき、税務担当課に照会し確認するものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

2 原則として、国税等の納税確認は税務公署の発行する領収書類の確認によるものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

(指導基準)

第5条 設備資金の融資にあたっては、次の基準に従って申込者を指導するものとする。

- (1) 原則として融資後2か月以内に、工事に着手又は機械器具を購入すること。
- (2) 既施設設並びに整備事業が建築基準法、その他法令に違反していないこと。
- (3) 融資対象設備は、市内に設置すること。
- (4) 融資後において必要がある場合は、市はこの制度の利用者に対して関係帳票の提出を求め適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成26年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

豊橋市小規模事業資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、信用保証協会と金融機関との責任共有制度の導入に伴う金融環境の変化の影響を受けやすい本市における小規模零細事業者に対して、国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度を適用し、経営の合理化とその自主的経済活動の促進に要する安定的な資金（以下「小規模事業資金」という。）の調達を維持することにより経営の安定を図り、もって本市産業の振興に資することを目的とする。

(資金措置)

第2条 市は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定める範囲内において必要と認める金額を別途契約に基づき決済用預金により取扱金融機関に預託することとし、取扱金融機関は資金を市の預金として受け入れ、別途市に決済用預金通帳を交付する。

2 前項の預託期間は1年以内とする。

(取扱金融機関)

第3条 取扱金融機関は、別に定めるものとする。

(融資枠)

第4条 取扱金融機関は、預託資金の3倍の額を目処として融資を行うものとする。

(信用保証)

第5条 この制度に係る融資は、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証付きとする。

(暴力団等の排除)

第6条 市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた者は、この制度を利用することができない。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(融資対象者)

第7条 小規模事業資金の融資対象者は、中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模事業者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- ア 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業

(以下「特定事業」という。)を営んでいるもの

イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする者のうち、特定事業を行うもの

ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行うものまたは、その組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの

エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの

オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの

カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの

(2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。

(3) 税の滞納がないこと。

(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。

(5) 協会の信用保証対象資格があること。

(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。

(資金の使途)

第8条 小規模事業資金の使途は、事業の経営改善等に要する事業資金(運転資金又は設備資金)とする。

(融資条件)

第9条 小規模事業資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額 一事業者につき 2,000万円以内
ただし、既存の保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内となる新規の融資に限る。

(2) 期間及び利率	運転資金	3年以内	年1.1パーセント
		5年以内	年1.2パーセント
		7年以内	年1.3パーセント
	設備資金	3年以内	年1.1パーセント
		5年以内	年1.2パーセント
		7年以内	年1.3パーセント
		10年以内	年1.4パーセント

(3) 担 保 原則として無担保とする。

- | | |
|-----------|------------------------------------------------------------|
| (4) 保証人 | 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。 |
| (5) 信用保証料 | 協会所定 |
| (6) 償還方法 | 分割返済又は一括返済とする。
(据置期間は、6か月以内とする。) |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付、手形貸付、手形割引及び電子記録債権割引とする。ただし、極度設定のある貸付・割引(根保証形式のもの)を除く。 |

(残高方式)

第10条 前条第1号に規定する金額は、一事業者に対する融資残高の上限をいう。

(運転資金と設備資金の併用)

第11条 第9条第1号に規定する融資限度額以内において、運転資金及び設備資金を併せて融資することができるものとする。

2 前項の規定により運転資金と設備資金を併せて融資する場合において、融資の合計額のうち設備資金に係る割合が60パーセント以上のときは、設備資金の融資条件を、60パーセント未満のときは、運転資金の融資条件を適用するものとする。

3 第1項の規定による融資の申込みは、原則として同一の申込書により行うものとする。

(融資の申込み)

第12条 申込者は、借入申込書に関係書類を添付のうえ原則として、取扱金融機関を経由し市長に提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、申込み内容について調査し、適切と認めるものについては所定の手続きを行い、速やかに市長に送付するものとする。

(融資の決定)

第13条 市長は、申込みの内容について調査し、適切と認めるものについては、速やかに関係書類を協会に送付するものとする。

2 協会は、前項の規定により送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査のうえ、保証を可とするものについては取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に、市長及び申込者に通知するものとする。

3 取扱金融機関は、信用保証書を受領後、速やかに融資を実行するものとする。

(融資業務)

第14条 貸付け、回収等融資の具体的業務は、取扱金融機関において行うものとし、その責任はすべて金融機関に帰属するものとする。

(運営の協力)

第15条 この制度の略称を「豊事」とし、取扱金融機関はこの制度に係る融資関係書類には、**豊事**と付して他と明確に区分して処理するものとする。

2 取扱金融機関は、この制度による融資金を金融機関固有の既融資金と肩代わりさせ

る行為をしてはならない。

(遵守事項)

第16条 この制度の利用者は、この要綱及び取扱金融機関との約定を遵守しなければならない。

2 市長は、この制度の利用者について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めるときは、関係機関と協議して融資を取り消すことができる。

(指示、調査及び報告)

第17条 市長は、この制度の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、取扱金融機関に対して指示又は融資後の状況等の調査をさせ、この報告を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱及び別に定める事務処理細則に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、市と関係機関との協議により定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市小規模事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市小規模事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋小規模事業資金融資制度要綱第10条の内、利率に関する規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市小規模事業資金融資制度要綱第9条の内、利率に関する規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市小規模事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市小規模事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

豊橋市小規模事業資金融資制度要綱事務処理細則

(取扱金融機関)

第1条 要綱第3条に規定する取扱金融機関は、次の市内に存する各店舗及び豊橋市に隣接する市に存する各店舗とする。ただし、市内に存しない店舗については預託を行わないものとする。

みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行
静岡銀行	清水銀行	愛知銀行
名古屋銀行	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫
豊川信用金庫	蒲郡信用金庫	豊橋商工信用組合

(税の種類)

第2条 納税要件の調査は、所得税（法人の場合は法人税）、事業税、県民税、及び豊橋市市税条例（昭和25年条例第25号）第3条第1項に規定する市税（以下「市税」という。）とする。

(税の調査方法)

第3条 原則として、市税の納税確認は提出された税務資料調査承諾書に基づき、税務担当課に照会し確認するものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

2 原則として、国税等の納税確認は税務公署の発行する領収書類の確認によるものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

(指導基準)

第4条 設備資金の融資にあたっては、次の基準に従って申込者を指導するものとする。

- (1) 原則として融資後2か月以内に、工事に着手又は機械器具を購入すること。
- (2) 既施設設並びに整備事業が建築基準法、その他法令に違反していないもの。
- (3) 融資後において必要がある場合は、市はこの制度の利用者に対して関係帳票の提出を求め適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市小規模事業資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資について

は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市小規模事業資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

豊橋市融資制度の運用について

豊橋市小口事業資金融資制度要綱及び同事務処理細則、豊橋市経営安定資金融資制度要綱及び同事務処理細則、豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱及び同事務処理細則、豊橋市創業支援資金融資制度要綱及び同事務処理細則並びに豊橋市小規模事業資金融資制度要綱及び同事務処理細則については、下記により運用するものとする。

1 融資の申込み

- (1) 豊橋市小口事業資金融資制度要綱第17条、豊橋市経営安定資金融資制度要綱第11条、豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱第12条、豊橋市創業支援資金融資制度要綱第12条及び豊橋市小規模事業資金融資制度要綱第12条にいう「借入申込書」とは、様式第1に規定するものとする。
- (2) 原則として、同一の資金使途に係る融資申込みは、一制度により行うものとする。

2 税の滞納

- (1) 市税とは、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉦産税の5税目とする。
- (2) 滞納とは、調査対象税目に係る税額が納税猶予などの法的手段をとらないで納付されていない状態をいう。なお、係争中のものは税の滞納に該当する。
- (3) 豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則第3条第1項、豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則第3条第1項、豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱事務処理細則第4条第1項、豊橋市創業支援資金融資制度要綱事務処理細則第3条第1項及び豊橋市小規模事業資金融資制度要綱事務処理細則第3条第1項にいう「税務資料調査承諾書」とは、様式第2（法人代表者以外の連帯保証人については、様式第3）に規定するものとする。
- (4) なお、愛知県小規模企業等振興資金制度細則第8にいう税金の滞納調査については、前号の様式を準用するものとする。

3 保証対象資格

次の者は原則として、信用保証協会の信用保証対象資格がない。

- (1) 許認可を必要とする業種で許認可を受けていないもの。
- (2) 銀行取引停止処分を受けているもの（第1回不渡り発生後6か月を経過していないものを含む。）法人の場合は、代表者を含む。
- (3) 信用保証協会の代位弁済を受け、求償権が残存しているもの。

- (4) 協会が事故報告を受理し、事故事由が解消していないもの。
- (5) 協会の保証付き貸付又は金融機関固有貸付について、延滞等の債務不履行があるもの。
- (6) その他協会の保証対象除外事業者に該当するもの。

4 基準日

- (1) 豊橋市創業支援資金融資制度要綱第7条第1号ア（ア）に規定する「1か月以内」、ア（イ）及びイ（ア）に規定する「2か月以内」、ア（キ）及びイ（カ）に規定する「6か月以内」及びア（ク）に規定する「6か月以内」の起算日は、保証協会の保証に基づく貸付実行がなされた日を基準とする。
- (2) 豊橋市創業支援資金融資制度要綱第7条第1号ア（エ）及び（ケ）に規定する「事業を開始した日以後5年」の起算日は、事業の開始が可能となった日とする。
- (3) 豊橋市創業支援資金融資制度要綱第7条第1号ア（オ）及び（カ）並びに同号イ（ウ）、（エ）及び（オ）に規定する「設立の日以後5年」の起算日は、商業登記簿上の会社設立登記年月日を基準とする。

5 資金使途

次に該当するものは事業上必要な資金であっても対象としない。

- (1) 市内に事業所を有しているが、資金経理が市外にある本店等で統一的に行われている場合の運転資金及び設備資金
- (2) 投機性を有する土地取得資金
- (3) 市外設備に要する資金。ただし、豊橋市小口事業資金融資制度（通常資金）に係る市外設備に要する資金に限り、次に該当する場合は融資対象とする。
 - ① 市内に事業所を有し、資金経理が市内の本店等で統一的に行われている場合で、豊橋市に隣接する市への設備（営業用車両を除く。）の新設、増設、補修等に要する資金。
- (4) 転業（全面転換）のための資金。

6 融資期間

融資期間については各制度要綱で「○年以内」と定めているが、運用は次のとおりとする。

- 3年以内……………1年超3年以内で取り扱う。
- 5年以内……………3年超5年以内で取り扱う。
- 7年以内……………5年超7年以内で取り扱う。
- 10年以内……………7年超10年以内で取り扱う。

ただし、豊橋市小規模事業資金3年以内は「3年以内」とする。

7 貸付利率

- (1) 規定利率以外の貸付利率の取扱いはできないものとする。
- (2) 融資期間内における条件変更については、現行の規定利率を適用する

ものとする。ただし、期間を延長する場合にあっては、当初の期限を超えた期間について、取扱金融機関所定の貸付利率を適用することもできる。

8 借換えについて

豊橋市小口事業資金、豊橋市経営安定資金、愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）、豊橋市中心市街地商業活性化資金、豊橋市創業支援資金及び豊橋市小規模事業資金については、次の条件により認めるものとする。

- (1) 金融機関固有の通常融資（プロパー融資）は、対象としないこと。
- (2) 愛知県信用保証協会の保証業務に係る事務取扱に基づいた借換えであること。

豊橋市制度融資借入申込書

豊橋市長様
取扱金融機関様

年 月 日

下記により（信用保証委託申込書等）関係書類を添えて、事業資金の借入を申し込みます。

申 込 者	住 所	〒□□□-□□□□		電話	—	
	営業場所	〒□□□-□□□□		電話	—	
	(フリガナ)					
	法人名					
	(フリガナ)					
	氏名又は代 表者職・氏名					
	(フリガナ)					
	商 号	(個人事業者のみ記入)				
金 融 機 関	銀 行	本店	申 込 額	千円	運 転	千円
	信用金庫	支店	借 入 期 間	か月	設 備	千円
	信用組合				据 置	か月
	(斜線部分)					
申 込 融 資 制 度	※○を付けてください。	豊橋市小口事業資金（通常資金）			その他の申込内容は、 別添信用保証委託申込書 等の記載のとおり。	
		豊橋市小口事業資金（災害復旧支援資金）				
		豊橋市経営安定資金				
		豊橋市中心市街地商業活性化資金				
		豊橋市創業支援資金（創業）				
		豊橋市創業支援資金（経営者保証免除）				
		豊橋市小規模事業資金				

なお、融資に当たり申込者から提供を受けた次に掲げる個人情報を受知県信用保証協会及び取扱金融機関へ必要に応じて提供すること、並びにそれらの機関から情報の提供を受けることについて同意します。

同意事項

- 1 氏名・住所・連絡先等、属性に関する情報
- 2 取扱商品、サービス内容、取扱先等、経営内容に関する情報
- 3 決算及び税務申告に関する情報
- 4 資産に関する情報
- 5 借入残高・負債等に関する情報
- 6 保証利用残高、返済状況等、保証利用状況に関する情報（過去のものを含む。）
- 7 保証利用可能額
- 8 その他今回提出していただく申請書類に記載されている情報

市受付印

税 務 資 料 調 査 承 諾 書

年 月 日

豊 橋 市 長 様

融資申込者

住 所

営業場所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

豊橋市制度融資等の申込みに際し、申込資格確認のために、私（法人の場合
にあつては、その法人及び代表者）の税務資料を調査することを承諾いたしま
す。

税 務 資 料 調 査 承 諾 書
(法人代表者以外の連帯保証人用)

年 月 日

豊 橋 市 長 様

連帯保証人

住 所

氏 名

下記融資申込者の豊橋市制度融資等の申込みに際し、連帯保証人である私の
税務資料を調査することを承諾いたします。

融資申込者名_____

豊橋市信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、中小商工業者に対して交付する信用保証料の補助金について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、中小商工業者に対して信用保証料（以下「保証料」という。）を補助することにより、借入れ負担の軽減を図り、もってその経営の安定に資することを目的とする。

(暴力団等の排除)

第3条 市長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
(補助金の交付対象)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる融資制度において、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証を受けて取扱金融機関から融資を受けた者が、証書貸付により融資を受け、かつ、信用保証料を一括納付した場合に交付するものとする。

- (1) 豊橋市小口事業資金融資制度
- (2) 豊橋市経営安定資金融資制度（セーフティネット保証4号に係るものに限る。）
- (3) 愛知県小規模企業等振興資金融資制度（小口資金）
- (4) 豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度
- (5) 豊橋市創業支援資金融資制度
- (6) 豊橋市小規模事業資金融資制度
- (7) 愛知県経済環境適応資金制度要領（令和6年4月1日制定。以下「愛知県要領」という。）に基づく愛知県経済環境適応資金制度（サポート資金「セーフティネット」のうちセーフティネット保証4号に係るもの）（以下「環セ100」という。）
- (8) 愛知県要領に基づく愛知県経済環境適応資金制度（サポート資金「セーフティネット」のうちセーフティネット保証5号に係るもの）（以下「環セ80」という。）
- (9) 愛知県要領に基づく愛知県経済環境適応資金制度（サポート資金「伴走支援」のうちセーフティネット保証4号又は5号に係るもの）（以下「環伴SN」という。）

- (10) 愛知県要領に基づく愛知県経済環境適応資金制度（サポート資金「経済対策特別」のうち原油・原材料高緊急対応枠（原油や原材料の価格上昇の影響を直接的に又は間接的に受ける中小企業者を対象とするものをいう。))（以下「環特補助5」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第3号及び第7号から第10号までのいずれかの融資制度により融資を受けた者であって、次の各号のいずれかに該当する場合は交付の対象外とする。
- (1) 豊橋市以外の市町村を經由して融資を受けた場合
 - (2) 市外に住所を有する者である場合
 - (3) 市内に主な事業所を有していない者である場合
 - (4) 市外設備に対する融資を受けた場合
(補助金の額)
- 第5条 豊橋市小口事業資金融資制度（通常資金）に係る補助金の額は、融資額（融資額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。）について、協会の定めた算定方法により算定した保証料相当額とし、60万円を限度とする。ただし、既存債務の回収を伴う融資を受けた者に係る補助金の額は、当該融資額から回収金額を減じて得た額（当該金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。）に対する保証料相当額とし、60万円を限度とする。
- 2 前項の規定は、愛知県小規模企業等振興資金融資制度（小口資金）及び豊橋市小規模事業資金融資制度に係る補助金の額について準用する。
- 3 豊橋市創業支援資金融資制度に係る補助金の額は、融資額（融資額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。）について、協会の定めた算定方法により算定した保証料相当額とする。ただし、既存債務の回収を伴う融資を受けた者に係る補助金の額は、当該融資額から回収金額を減じて得た額（当該金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。）に対する保証料相当額とする。
- 4 豊橋市創業支援資金融資制度（経営者保証免除）に係る補助金の額は、融資額（融資額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。）について、協会の定めた算定方法のうち、保証料率については0.2%を減じて算定した保証料相当額とする。ただし、既存債務の回収を伴う融資を受けた者に係る補助金の額は、当該融資額から回収金額を減じて得た額（当該金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。）に対する保証料相当額とする。
- 5 愛知県要領の規定による愛知県経済環境適応資金制度、豊橋市経営安定資金融資制度及び豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度に係る補助金の額は、融資額（融資額が1,250万円を超える場合は、1,250万円とする。）について、協会の定めた算定方法により算定した保証料相当額（愛知県経済環境適応資金制度は、融資期間が7年を超える場合は融資期間7年に相当する額とする。この場合において、環伴SNについては国が当初契約時の信用保証料の一部を負担した残額のうち、融資期間

が7年を超える場合は融資期間7年に相当する額とし、環特補助5については愛知県が当初契約時の信用保証料の2分の1を負担した残額のうち、融資期間が7年を超える場合は融資期間7年に相当する額)とする。ただし、既存債務の回収を伴う融資を受けた者に係る補助金の額は、当該融資額から回収金額を減じて得た額(当該金額が1,250万円を超える場合は、1,250万円とする。)に対する保証料相当額とする。

- 6 豊橋市小口事業資金融資制度(災害復旧支援資金)に係る補助金の額は、融資額について、協会の定めた算定方法により算定した保証料相当額とする。ただし、既存債務の回収を伴う融資を受けた者に係る補助金の額は、当該融資額から回収金額を減じて得た額に対する保証料相当額とする。
- 7 同一制度の融資を複数の金融機関が協調して行う際に、当該融資額の合計が前各項に定める補助金の算出基礎となる融資額の上限を超える場合、その上限額に対する保証料相当額を補助額とする。
- 8 交付すべき補助金の額に100円未満の端数があるときは、当該端数金額は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金申請者は、金融機関から融資を受けた後、豊橋市信用保証料補助金交付申請書兼請求書(様式第1又は様式第3)及び関係書類を金融機関の貸付日の翌日から起算して30日以内に市長に提出するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。なお、規定する期間が市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

- 2 前条第6項における同一制度の融資を複数の金融機関が協調して行う場合の補助金申請は、同日に行わなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、豊橋市信用保証料補助金交付決定通知書(様式第2)により補助金申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条による補助金の交付決定後、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、豊橋市小口事業資金融資制度要綱第21条第2項、豊橋市経営安定資金融資制度要綱第15条第2項、愛知県中小企業融資制度要綱第14条第2項、豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱第16条第2項、豊橋市創業支援資金融資制度要綱第16条第2項及び豊橋市小規模事業資金融資制度要綱第16条第2項の規定により、融資の運用を取り消された場合には、補助金交付の決定を取り消し又は既

に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- 2 市長は、既に交付した補助金について、返済期日以前の完済（代位弁済等に伴う完済を除く。）により協会から保証料の返戻が生じた場合は、当該返戻金に相当する額（既支払い保証料に自己負担額があるときは、当該自己負担額を減じた額とする。）の補助金の返還を補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対して命ずるものとする。ただし、新たな融資に伴い既存債務を回収する場合については、この限りでない。
- 3 市長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により補助金を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の返還その他必要な措置を命ずることができる。
- 4 補助事業者は、前3項に規定する補助金の返還を市長が発行する納入通知書により行うものとする。

（適用除外）

第10条 補助事業者が当該融資制度の貸付日から起算して90日以内に新たな融資申し込みを行った場合（環セ100、環セ80、環伴SN又は環特補助5（以下これらを総称して「愛知県制度」という。）にあつては、新たな融資の保証決定を受けた場合は、補助金の交付対象外とする。ただし、自然災害に起因する融資の申込み、複数の金融機関が協調して行う融資の申込み及びその他市長が必要と認めたものについては例外とする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定による返還金を納付していない者が新たに愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）又は愛知県制度を利用した場合は補助の対象としない。
- 3 補助事業者が、その後借入金の返済期間の延長を行った場合において、新たに必要となった保証料については補助の対象としない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条第2項及び第3項の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前行った融資については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年12月1日から施行し、同年10月31日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第3項の規定は、平成20年10月31日以後に申込みを受ける融

資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

(失効)

- 3 改正後の第4条第3項の規定は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

※平成22年4月1日施行の一部改正により第3項削除

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、次の各号に掲げる融資に係る補助金は、当該各号に定める日に融資を受けた者から適用する。

- (1) 環セ100 令和2年3月2日
- (2) 環セ80 令和2年3月6日
- (3) 環経コ 令和2年2月18日
- (4) 環危 令和2年3月13日

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行し、環コロ補助に係る補助金は、令和2年5月1日に融資を受けた者から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、改正前の各要綱の規定により作成されている様式は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行し、環伴に係る補助金は令和3年4月1日に融資を受けた者から適用する。
(交付申請の特例)
- 2 この要綱の施行の日より前に環伴の融資を受けた者に係る第6条の規定の適用について、同条中「金融機関の貸付日の翌日から」とあるのは「金融機関の貸付日又はこの要綱の施行の日のいずれか遅い日の翌日から」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に貸付を行った融資から適用し、同日前に貸付を行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を行った融資から適用し、同日前に申込を行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱第5条第4項及び第5項の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを行った融資から適用し、同日前に申込みを行った融資については、なお従前の例による。
- 3 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱第4条第1項第2号の規定は、令和4年

3月4日以後に申込みを行った融資から適用し、同日前に申込みを行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月24日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、令和4年6月16日以後に申込みを行った融資から適用し、同日前に申込みを行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月3日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「新要綱」という。)による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年1月10日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「新要綱」という。)による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に申込みを行った融資から適用し、同日前に申込みを行った融資については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において

「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「新要綱」という。)による様式とみなす。

- 4 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「新要綱」という。)による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「新要綱」という。)による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「新要綱」という。)による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

豊橋市信用保証料補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

豊橋市長様 干

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

豊橋市信用保証料補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

また、交付が決定されましたときは補助金を請求しますので、下記振込先へ振込みください。

なお、同要綱第9条第1項～第3項の規定により返還を求められた場合は速やかに返還することを約束します。

申請者記載欄	補助金申請額	金 円 (注) 申請額は、100円未満切捨とする。		
	補助金交付申請根拠額	補助金対象融資金額	円分の信用保証料	円
	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合		本店・支店
	預金の種類	1.普通預金 2.当座預金 9.その他	口座番号	
補助金振込先	フリガナ			
	口座名義人			

融資内容	保証番号	融資金額	円
	融資実行日	年 月 日	回収金額
貸付制度名 ※○を付けてください	1. 豊橋市小口事業資金 (通常資金)		【豊橋小】
	2. 豊橋市小規模事業資金		【豊橋小事】
	3. 愛知県小規模企業等振興資金 (小口資金)		【振小】
	4. 豊橋市創業支援資金 (創業)		【豊橋創】
	5. 豊橋市創業支援資金 (経営者保証免除)		【豊橋創SSS】
	6. 豊橋市小口事業資金 (災害復旧支援資金)		【豊橋小災】
	7. 豊橋市経営安定資金		【豊橋安定】
	8. 豊橋市中心市街地商業活性化資金		【豊橋商活】
豊橋市長様 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 取扱金融機関名 印			

■添付書類、申請期間等

1. 金融機関から受領するもの
<input type="checkbox"/> 信用保証書の写し
<input type="checkbox"/> 保証条件 (回収) を伴う場合は、回収金額の計算明細書の写し
2. 申請者において準備するもの
<input type="checkbox"/> 振込先が確認できるもの (預金通帳の名義人名、フリガナ、口座番号、金融機関名、支店名等が記載されたページの写し等)

申請期間：借入日の翌日から起算して30日以内 【提出先】豊橋市産業部 商工業振興課 [市役所東館10F] TEL 51-2431・FAX 55-9090

〒

申請者 住所

氏名

豊橋市信用保証料補助金交付決定通知書

豊橋市指令商第 号

年 月 日

豊 橋 市 長

年 月 日 付けで申請のあった豊橋市信用保証料補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

記

1. 補助金交付額

1. 補助金交付決定額	金	円
-------------	---	---

2. 補助金申請額	金	円
-----------	---	---

2. 補助金の交付について

上記交付決定額は、申請書兼請求書に記載された下記の口座に振り込みます。

金融機関名			
口座種別		口座番号	*****
交付予定日	年	月	日

※ 口座番号は、個人情報保護のため一部省略し下2桁のみ表示しています。

豊橋市信用保証料補助金交付申請書兼請求書 (愛知県経済環境適応資金)

年 月 日

豊橋市長様 干

申請者住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

電話番号

豊橋市信用保証料補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

また、交付が決定されましたときは補助金を請求しますので、下記振込先へ振込みください。

なお、同要綱第9条第1項～第3項の規定により返還を求められた場合は速やかに返還することを約束します。

申請者記載欄	事業所の所在地	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記住所以外 (豊橋市)			
	主な業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他()			
	補助金申請額	金 円 (注) 申請額は、100円未満切捨とする。			
	補助金交付申請根拠額	補助金対象融資金額 円分の信用保証料 円			
	補助金振込先	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合		本店・支店
		預金の種類	1.普通預金 2.当座預金 9.その他	口座番号	
		フリガナ			
	口座名義人				

金融機関証明欄	融資内容	保証番号		融資金額	円
		融資実行日	年 月 日	回収金額	円
	貸付制度名 ※○を付けてください		1. 愛知県サポート資金・セーフティネット (4号) 【環セ100】		
			2. 愛知県サポート資金・セーフティネット (5号) 【環セ80】		
			3. 愛知県サポート資金・伴走支援 【環伴SN】		
		4. 愛知県サポート資金・経済対策特別 (原油・原材料高緊急対応枠) 【環特補助5】			
	豊橋市長様 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 取扱金融機関名 印				

■添付書類、申請期間等

1. 金融機関から受領するもの
<input type="checkbox"/> 信用保証書の写し <input type="checkbox"/> 保証条件(回収)を伴う場合は、回収金額の計算明細書
2. 申請者において準備するもの
<input type="checkbox"/> 補助金振込先が確認できるもの (預金通帳の名義人名、フリガナ、口座番号、金融機関名、支店名等が記載されたページの写し等)

申請期間：借入日の翌日から起算して30日以内 【提出先】豊橋市産業部 商工業振興課〔市役所東館10F〕 TEL 51-2431・FAX 55-9090

豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、不況対策について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、本市における中小事業者が経済環境の変化により経営の安定に支障を生じたことにより、愛知県経済環境適応資金融資制度要領（令和6年4月1日制定。以下「愛知県要領」という。）の規定による愛知県経済環境適応資金融資制度及び豊橋市経営安定資金融資制度による融資を受けた者に対して当該融資に係る償還金の一部を補助することにより、借入負担の軽減を図り、もってその経営の健全な育成に寄与することを目的とする。

(暴力団等の排除)

第3条 市長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
 - (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
- (補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかの融資を受けた者であること。
 - ア 豊橋市経営安定資金（セーフティネット保証4号に係るものに限る。）
 - イ 愛知県要領に基づく愛知県経済環境適応資金制度（サポート資金「セーフティネット」のうちセーフティネット保証4号に係るもの）（以下「環セ100」という。）
 - ウ 愛知県要領に基づく愛知県経済環境適応資金制度（サポート資金「セーフティネット」のうちセーフティネット保証5号に係るもの）（以下「環セ80」という。）
 - エ 愛知県要領に基づく愛知県経済環境適応資金制度（サポート資金「伴走支援」のうちセーフティネット保証4号又は5号に係るもの）（以下「環伴SN」という。）
 - オ 愛知県要領に基づく愛知県経済環境適応資金制度（サポート資金「経済対策特別」のうち原油・原材料高緊急対応枠（原油や原材料の価格上昇の影響を直接的に又は間接的に受ける中小企業者を対象とするものをいう。））（以下「環特補助5」という。）
- (2) 市内に住所（法人にあっては、「本店所在地」とする。）及び主たる事業所を有

していること。

(3) 第1号に規定する融資の返済方法が証書貸付による分割返済であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1号に規定する融資の額（当該融資の限度額は1,250万円とする。）の1.0パーセントに相当する額とする。

2 同一制度の融資を複数の金融機関が協調して行う場合であつて、当該融資額の合計が前項に定める融資額の限度を超える場合、その限度額の1.0パーセントに相当する額を補助額とする。

3 既存債務の回収を伴う融資を受けた者に係る補助金の額は、当該融資額から回収金額を減じて得た額の1.0パーセントに相当する額とする。

4 前3項の補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金申請者は、金融機関から融資を受けた後、豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1）に関係書類を添えて金融機関の貸付日の翌日から起算して30日以内に市長に提出するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。なお、規定する期間が市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第5条第2項における同一制度の融資を複数の金融機関が協調して行う場合の補助金申請は、同日に行わなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付決定通知書（様式第2）により補助金申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、前条による補助金の交付決定後、速やかに交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、愛知県中小企業融資制度要綱第14第2項又は豊橋市経営安定資金融資制度要綱第15条第2項の規定により、融資の運用を取り消された場合等には、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 市長は、既に交付した補助金について、当該補助金の交付を決定した日の翌日から起算して1年以内に、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該融資の返済期日以前に償還金を完済（代位弁済等に伴う完済を除く。）した場合は、当該補助事業者に交付した補助金の全額の返還を補助事業者に対して命ずるものとする。ただし、新たな融資に伴い既存債務を回収する場合については、この限りでない。

3 市長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により補助金を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の返還その他必要な措置を命ずることができる。

4 補助事業者は、前3項に規定する補助金の返還を市長が発行する納入通知書により行うものとする。

(適用除外)

第10条 前条の規定による補助金の全部又は一部を返還していない者は、新たに本補助金の対象となる融資を利用した場合であっても、補助金の交付対象外とする。

2 補助事業者が貸付日から起算して90日以内に新たな融資申し込みを行った場合(環セ100、環セ80、環伴SN又は環特補助5を受けた者にあつては、新たな融資の保証決定を受けた場合)は補助金の交付対象外とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年2月10日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う保証から適用し、同日前に保証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に保証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に保証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に保証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に保証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に保証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に保証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に保証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に融資を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、次の各号に掲げる融資に係る補助金は、当該各号に定める日に融資を受けた者から適用する。

- (1) 第4条第1号イに規定する制度に係る融資 令和2年3月9日
- (2) 第4条第1号ウに規定する制度に係る融資 令和2年3月2日
- (3) 第4条第1号エに規定する制度に係る融資 令和2年3月6日
- (4) 第4条第1号オに規定する制度に係る融資 令和2年2月18日
- (5) 第4条第1号カに規定する制度に係る融資 令和2年3月13日

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行し、環コロ補助に係る補助金は、令和2年5月1日に融資を受けた者から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の各要綱の規定により作成されている様式は、改正後

の各要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行し、環伴に係る補助金は令和3年4月1日に融資を受けた者から適用する。

(交付申請の特例)

2 この要綱の施行の日より前に環伴の融資を受けた者に係る第6条の規定の適用について、同条中「金融機関の貸付日の翌日から」とあるのは「金融機関の貸付日又はこの要綱の施行の日のいずれか遅い日の翌日から」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に貸付を行った融資から適用し、同日前に貸付を行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を行った融資から適用し、同日前に申込を行った融資については、なお従前の例による

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱第5条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを行った融資から適用し、同日前に申込みを行った融資については、なお従前の例による

3 改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱第4条第1項第1号アの規定

は、令和4年3月4日以後に申込みを行った融資から適用し、同日前に申込みを行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱の規定は、令和4年6月16日以後に申込みを行った融資から適用し、同日前に申込みを行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）による様式とみなす。

3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）による様式とみなす。

3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）による様式とみなす。

3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されて

いる様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月23日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月21日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

豊橋市長様 へ

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

電話番号

豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

また、交付が決定されましたときは、補助金を請求しますので、下記振込先へ振込ください。

なお、同要綱第9条第1項～第3項の規定により返還を求められた場合は速やかに返還することを約束します。

申請者記載欄	事業所の所在地	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記住所以外（豊橋市 _____）				
	主な業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）				
	補助金交付申請額	金	_____ 円（注）申請額は、100円未満切捨とする。			
	補助金交付申請対象額	金	_____ 円（注）融資金額から回収金額を減じた額			
	補助金振込先	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 _____ 本店・支店			
	預金の種類	1. 普通	2. 当座	9. その他	口座番号	_____
	フリガナ	_____				
	口座名義人	_____				

金融機関証明欄	融資内容	保証番号	_____	融資金額	_____ 円
		融資実行日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	回収金額	_____ 円
	貸付制度名 ※○を付けてください		1. 豊橋市経営安定資金	_____	【豊橋安定】
			2. 愛知県サポート資金・セーフティネット（4号）	_____	【環セ100】
			3. 愛知県サポート資金・セーフティネット（5号）	_____	【環セ80】
		4. 愛知県サポート資金・伴走支援	_____	【環伴SN】	
		5. 愛知県サポート資金・経済対策特別（原油・原材料高緊急対応枠）	_____	【環特補助5】	
	豊橋市長様 上記のとおり相違ありません。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 取扱金融機関名 _____ 印				

■補助金の額 補助金交付申請対象額の1%に相当する額

■添付書類、申請期間等

1. 金融機関から受領するもの
<input type="checkbox"/> 信用保証書の写し <input type="checkbox"/> 保証条件（回収）を伴う場合は、回収金額の計算明細書の写し
2. 申請者において準備するもの
<input type="checkbox"/> 振込先が確認できるもの（預金通帳の名義人名、フリガナ、口座番号、金融機関名、支店名等が記載されたページの写し等）

申請期間：借入日の翌日から起算して30日以内 【提出先】豊橋市産業部 商工業振興課〔市役所東館10F〕 TEL 51-2431・FAX 55-9090

様式第2（第7条関係）

〒

申請者 住所

氏名

豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付決定通知書

豊橋市指令商第 号

年 月 日

豊橋市長

年 月 日 付けで申請のあった豊橋市経営安定資金特別対策補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

記

1. 補助金交付額

1. 補助金交付決定額	金	円
-------------	---	---

2. 補助金申請額	金	円
-----------	---	---

2. 補助金の交付について

上記交付決定額は、申請書兼請求書に記載された下記の口座に振り込みます。

金融機関名			
口座種別	口座番号	*****	
交付予定日	年 月 日		

※ 口座番号は、個人情報保護のため一部省略し下2桁のみ表示しています。

關係書類等

(創業関連保証・再挑戦支援保証用)

創業・再挑戦計画書

愛知県信用保証協会 御中

年 月 日

創業関連保証・再挑戦支援保証の申込みにあたり、以下のとおり創業・再挑戦計画を提出します。

[申込人]

住 所

会 社 名

氏名または
代表者名

1. 事業概要

開 業 形 態	個人事業・会社事業		商 号(個人) 会 社 名(会社)	
開業(予定)住所				電 話 ()
開 業 届 出(個人) 設 立 登 記(法人)	有 ・ 無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日
業 種			資 本 金	[会社設立(予定)の場合] 円
許 可 等 <small>[許可等取得が必要な場合]</small>	(種類)	<small>(許可・免許・登録・認証の別を記入)</small>	(根拠法)	<small>[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]</small>
従業員数	名	取 扱 品	仕 入 先	
開業動機・目的				
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得				
[会社設立予定の場合] 出資者・出資額				
事業協力者の住所・氏名・勤務先				

2. 創業準備の着手状況 [下記の該当事項に○印を付けて下さい]

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了 (許認可取得見込み (申請状況や取得予定時期等) を具体的に記入してください。)
- キ その他 (具体的に記入して下さい)

3. 必要な資金及び調達の方法

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など (内訳)	千円	自己資金	千円
			親戚・知人等からの借入 (内訳・返済方法)	千円
			金融機関からの借入 (内訳・返済方法)	千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など (内訳)	千円		
合計		千円	合計	千円

4. 収支計画 (今後1年間分)

支 出		収 入	
仕入高	千円	売上高	
外注工費		工賃収入	
人件費		雑収入	
その他費用			
利益			
計		計	

5. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

6. 借入金等状況 (※)

借入先等	資金用途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※) 現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
(経営者本人が負担している保証債務も含まれます)。

7. その他 (計画に関する補足説明がありましたらご記入してください)

創業計画書

愛知県信用保証協会 御中

年 月 日

〔申込人〕

住 所

会 社 名

氏名または
代表者名

スタートアップ創出促進保証制度の申込みにあたり、以下のとおり創業計画書を提出いたします。

【同意事項】

スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。
また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。
※会社設立前の創業者が個人で申込みの場合や、分社化を計画している親会社が申込みの場合は、当該情報は情報提供の対象外のため情報提供いたしません。

1.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2.提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法(該当する番号にチェック)	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	1電話 2来店面談 3訪問面談 4その他()	

1. 事業概要

会社名(予定含む)					
開業(予定)住所	電話 ()				
設立登記(法人)	有 ・ 無		設立(予定)年月日	令和 西暦	
業 種			資 本 金	〔会社設立予定を含む〕 円	
許 可 等 <small>[許可等取得が必要な場合]</small>	(種類)	<small>(許可・免許・登録・認証の別を記入)</small>		(根拠法)	<small>[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]</small>
従業員数	名	取 扱 品		仕 入 先	
開業動機・目的					
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得					
〔会社設立予定を含む〕 出資者・出資額					
事業協力者の住所・氏名・勤務先					

2. 創業準備の着手状況（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

下記の該当事項に○印を付けて下さい

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
（ ）
- キ その他（具体的に記入して下さい）
（ ）

3. 必要な資金及び調達の方法（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

次の(1)又は(2)のいずれかにチェックのうえ、自己資金割合が満たしていることをご確認ください。

税務申告1期末終了の創業者のうち、会社設立済であり売上高の計上がある者は(1)又は(2)のどちらかにチェックの上確認でも可。

(1) 税務申告1期末終了の創業者

必要な資金		金額(千円未満切捨)	調達の方法	金額(千円未満切捨)
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など(内訳)	千円	普通預金	千円
			定期性預金	千円
			有価証券等	千円
			自己資金	
			入居保証金等	千円
			設備充当等	千円
			その他	千円
				千円
			小計(A)	千円
			親戚・知人等からの借入 (内訳)	
				千円
				千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など (内訳)	千円	金融機関からの借入 (内訳)	
				千円
				千円
				千円
				千円
				千円
				千円
				千円
			小計(B)	千円
合計		千円	合計(C)=(A)+(B)	千円
自己資金割合確認欄			(A)/(C)	

※創業時の資金計画で自己資金割合を算出し、(A)/(C) ≥ 1/10(0.1)

(2) 税務申告1期末終了の創業者のうち会社設立済であり売上高の計上がある者

自己資金割合確認欄	資本金(D)	千円
	借入金等(E)	千円
	(D)/((D)+(E))	

※申込時の試算表等で自己資金割合を算出し、(D)/((D)+(E)) ≥ 1/10(0.1)

4. 収支計画(今後1年間分)

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	千円
外 注 工 費	千円	工 賃 収 入	千円
人 件 費	千円	雑 収 入	千円
	千円		千円
その他費用	千円		千円
利 益	千円		千円
計	千円	計	千円

5. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入 ・外注予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	
	年 千円			年 千円	

6. 借入金等状況(※)

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
(経営者本人が負担している保証債務も含まれます)。

7. その他(計画に関する補足説明がありましたらご記入してください)

ガバナンス体制の整備に関するチェックシート

住所	
企業名	
代表者名	
設立日	年 月 日

作成日	年 月 日
()	中小企業活性化協議会
担当者	()
電話番号	()

	項目内容	チェックポイント(◎は特に重要な項目)	チェック欄
経営の 透明性	経営者へのアクセス	◎ 支援者が必要なタイミング又は定期的に経営状況等について内容が確認できるなど経営者とのコミュニケーションに支障がない。	
	情報開示	◎ 経営者は、決算書、各勘定明細(資産・負債明細、売上原価・販管費明細等)を作成しており、支援者はそれらを確認できる。	
		◎ 経営者は税務署の受領印(電子申告の場合、受付通知)がある税務関係書類を保有しており、支援者はそれらを確認できる。	
		◎ 経営者は試算表、資金繰り表を作成した上で、自社の経営状況を把握する。また、支援者からの要請があれば提出する。	
	内容の正確性	◎ 経営者は日々現預金の出入りを管理し、動きを把握する。例えば、終業時に金庫やレジの現金と記帳残高が一致するなど収支を確認しており、支援者は経営者の取組を確認できる。	
		◎ 支援者は直近3年間の貸借対照表の売掛債権、棚卸資産の増減が売上高等の動きと比べて不自然な点がないことや、勘定明細にも長期滞留しているものがないことを確認する。	
◎ 経営者は、会計方針が適切であるかどうかについて、例えば、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト等を活用することで確認した上で、会計処理の適切性向上に努めており、支援者はそれを確認できる。			
法人個人 の分離	資金の流れ	◎ 支援者は、事業者から経営者への事業上の必要が認められない資金の流れ(貸付金、未収入金、仮払金等)がないことを確認できる。	
		◎ 支援者は、経営者が事業上の必要が認められない経営者個人として消費した費用(個人の飲食代等)を法人の経費処理としていないことを確認できる。	
		◎ 経営者は役員報酬について、事業者の業況が継続的に悪化し、借入金の返済に影響が及ぶ場合、自らの報酬を減額する等の対応を行う方針にあり、支援者はそれを確認できる。	
	事業資産の所有権	◎ 経営者が事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有している場合、支援者は法人から経営者に対して適正な賃料が支払われていることを確認できる。	

	項目内容	項目例	t-2期	t-1期	t期	目安	チェック欄
財務 基盤 の 強化	債務償還力	◎ EBITDA有利子負債倍率				15倍以内	
	安定的な収益性	◎ 減価償却前経常利益				2期連続赤字でない	
	資本の健全性	◎ 純資産額				直近が債務超過でないこと	

【必須書類】

・決算書

【任意書類】

- ・事業資産の所有者が決算書で説明できない場合: 所有資産明細書等
- ・事業用資産を経営者が有している場合適切な賃料が支払われているかの確認資料: 賃貸借契約書等(写しでも可)
- ・貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明する確認資料: 金銭消費貸借契約書、借用書等(写しでも可)
- ・「中小企業の会計に関する基本要領」チェックリスト、税理士法第33条の2に基づく添付書面、事業計画書等、社内管理体制図、監査報告書、試算表、資金繰り表

(金融機関使用欄)

事業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けたことを確認しました。

チェック内容に対する金融機関(または担当者)所見

記入日	年 月 日
協会顧客番号	
金融機関本・支店名	
担当者	
電話番号	

店 舗 改 装 承 諾 書

(賃貸人)

様

(賃借人)

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

私が賃借している下記の店舗の改装を行いたいので承諾願います。

記

所在地	
-----	--

上記の改装について承諾いたします。

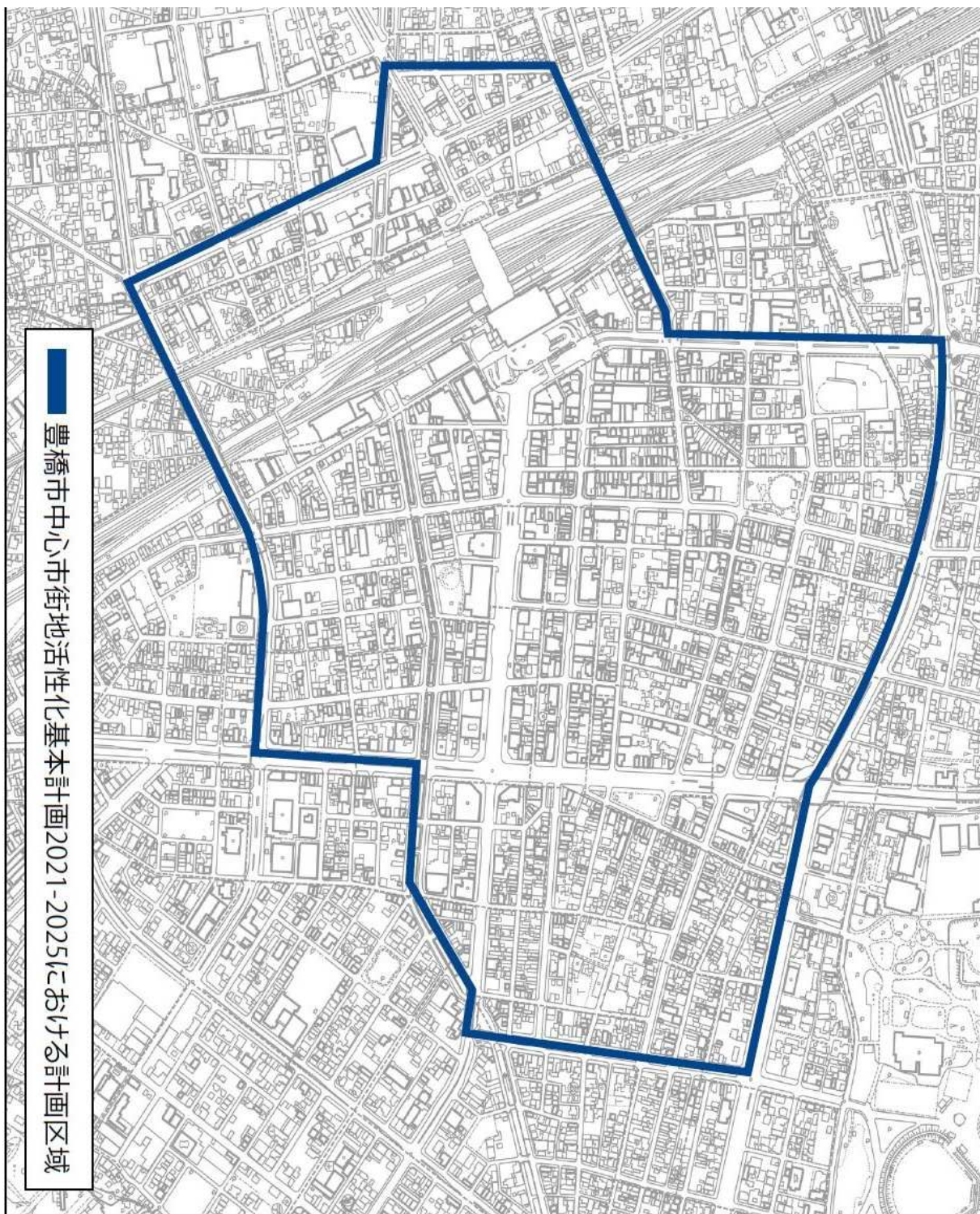
年 月 日

(賃貸人)

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者名)



会社に含まれる士業、事業所の定義について

1 中小企業信用保険法上の会社に含まれる士業について

中小企業信用保険法第2条に規定する「会社」に含まれる士業を規定する法律に基づく法人

士業法	士業法人
公認会計士法（昭和23年法律第103号）	監査法人
弁理士法（平成12年法律第49号）	特許業務法人
弁護士法（昭和24年法律第205号）	弁護士法人
税理士法（昭和26年法律第237号）	税理士法人
司法書士法（昭和25年法律第197号）	司法書士法人
土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）	土地家屋調査士法人
社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）	社会保険労務士法人
行政書士法（昭和26年法律第4号）	行政書士法人

2 日本標準産業分類の事業所の定義

事業所とは、経済活動の場所的単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一区画を占めて行われていること。
- ② 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。